

令和5年1月16日

保護者様

松戸市教育委員会

令和4年度「松戸市第2子以降の学校給食費の無償化」について <第2子…半額> <第3子以降…全額>

多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、次の要件に該当する第2子以降の義務教育期間における学校給食費について令和5年1月分から3月分の半額又は全額を無償化します。

無償化の適用を受ける場合は、申請書の提出が必要となります。

※申請に関する詳細は裏面をご覧ください。

※このお知らせは、無償化の対象外となる方も含め、松戸市立小・中学校に在籍している全ての児童生徒の保護者へ配付しています。

無償化の対象

令和4年度は、以下の①から④を全て満たしている保護者が対象となります。

- ① 子を2人以上扶養している。
- ② ①の子のうち、上から2番目以降の子が松戸市立小・中学校で給食の提供を受けている。
- ③ 生活保護・就学援助制度等(就学奨励費を除く。)で学校給食費の支援を受けていない。
- ④ 学校給食費の滞納が無いこと。(滞納分を完納いただいた後に申請をお願いします。)



年齢が上から2番目の子・・・学校給食費の半額

年齢が上から3番目以降の子・・・学校給食費の全額

無償化の対象となる児童生徒の例(網かけが無償化の対象者・丸囲み数字が扶養している子等)

	第1子	第2子	第3子	第4子	支払う学校給食費
例1	被扶養者(28歳)①	中学生②	中学生③	小学生④	中学生②…半額 中学生③…無償 小学生④…無償
例2	被扶養者(22歳)①	被扶養者(19歳)②	中学生③	私立小学生④	中学生③…無償
例3	就労者(24歳)	被扶養者(19歳)①	中学生②	小学生③	中学生②…半額 小学生③…無償
例4	被扶養者(40歳)①	就労者(17歳)	中学生②	小学生③	中学生②…半額 小学生③…無償
例5	被扶養者(33歳)①	中学生②	市外小学生③	小学生④	中学生②…半額 小学生④…無償